

## 後期高齢者医療制度

### 問合せ先

●大阪府後期高齢者医療広域連合（保険料：☎06・4790・2028、給付事務：☎06・4790・2031）  
●国保年金課

### ■8月から後期高齢者医療被保険者証が変わります

現在の被保険者証（水色）の有効期限は7月31日（水）です。新しい被保険者証（橙色）は7月中に送付し、届いた日から使用できます。

### ■7月中旬に保険料額決定通知書・納付通知書を送付します

納付方法  
●特別徴収：年金からの天引き  
●普通徴収：7月～翌年3月の各納期限（全納の場合は7月31日）までに納付書または口座振替

### ■保険料の軽減措置

#### ①均等割額の軽減

世帯内の所得水準に応じて保険料の均等割額（51,491円）が軽減されます。本則7割軽減の対象の人は、これまで更に乗せて軽減（8.5割、9割）されてきましたが、世代間の公平を図る観点などを踏まえ、制度本来の仕組に戻すこととし、

医療保険を将来にわたり安心してきる制度にするため、平成31年度から、段階的に見直しを行っています。

●9割軽減の対象であった人は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。（ただし、住民税課税世帯の人は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料納付実績などに応じて異なります）

8.5割軽減の対象の人については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、激減緩和の観点から、1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置きます。

●基礎控除額などは、税法改正などで変動することがあります。  
●軽減を判断する「総所得金額等」には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

●当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上のの人については、公的年金などに係る所得金額から15万円が控除されます。

●世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

●平成30年度と比較して平成31年度は、5割および2割の軽減対象が拡大されています。

●転入などにより所得金額がわからない場合には、均等割額を保険料として決定します。前住所などへの照会により所得金額がわかれば再計算をして、翌月以降に保険料が変更となる場合があります。

### ②会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、当面の間、所得割額は賦課されず、資格取得後2年間は均等割額が5割軽減されます。

なお、世帯の所得に応じた均等割額の8割または8.5割軽減に該当する人については、それぞれの軽減割合が適用されます。  
※後期高齢者医療制度に加入する前日において、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象外



### ■医療機関での自己負担割合

医療機関での自己負担割合は、「1割」もしくは「3割（現役並み所得者）」となります。

ただし、次のいずれかに該当する「現役並み所得者」は、申請すると申請の翌月から「一般」（1割負担）になります。

#### 【同一世帯内で

##### 被保険者が1人の場合

●被保険者の前年の収入額が383万円未満

●被保険者の前年の収入額が383万円以上で、被保険者本人および同一世帯に属する70～74歳の人の前年の収入合計額が520万円未満

#### 【同一世帯内で

##### 被保険者が2人以上の場合

●被保険者の前年の収入合計額が520万円未満



所得の判定区分	均等割の軽減割合			平成31年度の軽減後保険料額（年額）
	本則	平成31年度	令和2年度 令和3年度	
【平成30年度における8.5割軽減の区分】 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額（33万円）を超えないとき	7割	8.5割	7.75割 7割	7,723円
【平成30年度における9割軽減の区分】 うち、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する）		8割	7割	10,298円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+28万円×被保険者の数】を超えないとき	5割		5割	25,745円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+51万円×被保険者の数】を超えないとき	2割		2割	41,192円



■限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

後期高齢者医療限度額適用認定証（住民税非課税世帯に属している人は限度額適用・標準負担額減額認定証）は、医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額が適用されるもので、現役並み所得者区分Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満）、Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満）の被保険者と住民税非課税世帯（低所得Ⅱ・Ⅰ）に属する被保険者が対象となります。

現在、交付されている限度額適用認定証の有効期間は令和元年7月31日までとなっております。引き続き8月1日から現役並み所得者区分Ⅱ、Ⅰの被保険者と住民税非課税世帯に属する被保険者には、新しい限度額適用認定証を7月下旬に送付します。

国民年金  
問合先 国保年金課

国民年金保険料  
令和元年度 申請免除・納付  
猶予の申請受付

所得基準の審査に基づき承認されると国民年金保険料の納付が「全額免除・全額猶予」「一部免除（一部納付）」されます。  
※毎年申請が必要ですが、前回申請時に翌年度以降の継続申請を希望し、全額免除または納付猶予の承認を受けた人は不要

■対象

**対象期間** 7月～来年6月分  
※過去2年間に免除し忘れていた期間がある場合は、その期間についても申請できません。  
**所得審査対象** 申請者本人、配偶者、世帯主（納付猶予の場合は本人、配偶者のみ）

■申請方法

**受付** 7月1日(月)以降に、市役所1階 国保年金課窓口で  
※今年から場所が変更になっています。  
**必要なもの** 個人番号（通知カードの場合には本人確認書類も必

要）または基礎年金番号が確認できるもの、印鑑（本人が署名する場合は不要）

※審査対象者が今年1月1日現在市内在住でない人や、失業を理由とする人は別に証明書などが必要で、詳しくは問い合わせてください。

■承認を受けた期間は：

- 年金を受け取るために必要な期間に含まれます。
- 障害基礎年金または遺族基礎年金の納付要件に対応します。
- 年金算定の際、申請免除の場合は保険料を全額納めた場合と比べ、次の表の計算になります。（納付猶予の場合は年金額の計算に含まれません）

種類	年金額	
全額免除	1/2	
一部免除	4分の1納付 (一部納付額 4,100円)	5/8
	2分の1納付 (一部納付額 8,210円)	3/4
	4分の3納付 (一部納付額 12,310円)	7/8

※一部納付額が未納のままの場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

■保険料の追納

免除（一部免除は納付済期間）・納付猶予承認期間の保険料は承

認を受けた月以降10年以内であれば追納（さかのぼって納めること）ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

年金ポータルを

「ご利用ください！」

年金ポータルは、年金に関する情報をインターネット上で容易に見つけられるために、厚生労働省が作成したポータルサイトです。

このポータルサイトでは自分の日常生活の中のシーンに合わせたテーマや、年金制度の基本的な仕組みについてさまざまな関係機関のホームページから情報を探し出すことができます。

専門用語をできるだけ使わずに、図やイラストによる解説でシンプルに説明しており、年金について知りたいことがすぐに探せる「入口」としてご利用いただけます。

※年金ポータルへのURLアドレス…<http://www.mhlw.go.jp/nenkinportal/>